

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新見市

2 構造改革特別区域の名称

「国際交流を推進する新見市」英語教育充実特区

3 構造改革特別区域の範囲

新見市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 将来都市像「豊かさの実感 安全・快適・情報文化都市 にいみ」に基づき、まちづくりを推進する新見市

新見市は、岡山県の最西北端、三大河川の一つである高梁川の源流に位置し、東は岡山県真庭市、南は岡山県高梁市に、そして北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接している。全域が中国山地の脊梁地帯に属するため起伏の多い地形で、ほとんどを森林が占めている。新見市の人口は、四万人弱で少子化、高齢化の傾向にあり年々減少が続いている。

新見市は、将来都市像を「豊かさの実感 安全・快適・情報文化都市 にいみ」とし、豊かな自然を守り育みながらも、若者に夢と希望を与え、快適な生活環境を作るため情報化による暮らしやすいまちづくりの推進に努めている。

(2) 国際交流・国際貢献を推進する新見市

新見市は、諸外国と文化、教育、産業、観光など多様な交流活動を推進している。特に、国際協力のための人材育成機関として新見市が設置し、AMD A^{※注}が運営する公設国際貢献大学校が行う国際的な人道支援に関することや市民の自主的な交流活動、ホームステイなどの受け入れ体制づくり、児童生徒の海外派遣の促進に努めている。現在、新見市は、信陽市（中国）、ニューパルツ・ビレッジ（米国）、シドニー市（カナダ）の3都市と交流活動を行っている。特に、ニューパルツ・ビレッジとシドニー市とは、児童生徒を隔年で派遣したり、相手国から受け入れたりしている。

※注 AMDAとは

1984年に設立し岡山県に本部を置く AMDA はアジア、アフリカ、中南米において戦争・自然災害・貧困等により社会的・経済的に恵まれず社会から取り残されている人々への医療救援と生活状態改善のための支援を実施している、NGO・国際医療ボランティア組織です。

(3) 特色ある外国語教育の充実を図る新見市

新見市では、現在、10名の外国語指導助手（ALT）を雇用し、小学校へ4名、中学校へ6名派遣し各学校で英語活動や外国語での協同授業を実施している。市内に

小学校は26校あり、外国語指導助手は各学校あたり平均年間22日勤務している。中学校は10校あり、平均週2日勤務している。今後、特色ある外国語教育の充実を図るために、小学校の外国語指導助手を増員し、1年生から6年生までが年間35時間の協同授業による英語活動を受けることができるようにする予定である。

また、講師を招いて、国際交流や情報教育、指導法の工夫・改善等の研修の実施を予定しており、教職員のレベルアップに向け積極的に取り組んでいるところである。

(4) 情報・通信網の充実を図る新見市

本市の主な公共施設は、地域情報通信ネットワークにより、岡山情報ハイウェイに接続している。このシステムを活用し、光ファイバー網で全戸接続を行い、教育、産業、防災、医療福祉など様々な市民生活において、高速ネットワークを活用したサービスにより誰でもが、いつでも多様な双方向のコミュニケーションを行うことができる地域情報化社会の構築をめざしている。

この通信・情報サービスを、テレビ会議システムを利用した学校間合同授業や教職員研修講座の配信、英語活動風景の配信、英語学習のためのデジタルコンテンツの利用などに積極的に活用する予定である。

5 構造改革特別区域計画の意義

21世紀は、人や情報などあらゆるものが国境を区別することなく行き来する時代となりつつある。このように、国際化が急速に進展する中で、しっかりとした国際感覚と実践的コミュニケーション能力をもった人材の育成が求められている。

新見市においても、国際交流や国際貢献（公設国際貢献大学校での取り組みなど）を推進しており、今後さらにその取組を充実させる必要があると考えている。そのために、未来を担う児童・生徒が、「コミュニケーション能力を支える実践的英語力」や「国際社会に生きる日本人としての自覚」「自国認識に立った異文化理解とそれを尊重する心」を身につけることが重要であると考えている。

そこで、学校教育において、小学校では、全学年の教育課程に「英語科」を新設し、系統的な指導計画のもと音声言語としての英語への慣れ、実践的なコミュニケーション態度の育成などの力を身に付けさせるようにする。さらに、中学校では、外国語科の時間数を拡充し、小学校で身につけた力のさらなる伸長と文字言語としての理解を充実させるようにする。

この新見市の小中一貫英語教育により、人や社会と関わりを持つコミュニケーション能力を身に付けた子どもたちは、将来、自らの力でより広い範囲から情報を入手し、判断する力を持ち、信頼と協力により、よりよい社会の形成に役立つ人材になると考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

実践的英語力の育成や国際社会に生きる日本人としての自覚、自国認識に立った異文化理解を児童生徒が身に付けることにより、新見市の国際理解・国際貢献が一層推進され、次代を担う国際人が新見市から育成されると考える。そこで、次の3点を中心に児童生徒の能力を育成する。

(1) 「コミュニケーション能力を支える実践的英語力」の育成

新見市小中一貫英語カリキュラムに基づいて、小学校全学年の教育課程に教科として「英語科」を位置づける。中学校の外国語科は、時間数を拡充し指導内容の充実を

図る。

小学校英語科を通して人とコミュニケーションを図るおもしろさを学んだ子どもたちに、中学校外国語科を通して、初歩的な外国語の言語能力に支えられた実践的なコミュニケーション力を身に付けさせるようにする。そして、中学3年生の時点で、実用英語技能検定3級程度の実力をめざす。

(2)「国際社会に生きる日本人としての自覚」の育成

広い視野を持ち、複眼的思考ができる、これからの国際社会に生きる人材を育てていくことが大切である。

そこで、子どもたちには、小学校段階から異なった言葉や文化に多く接することができるようにし、広い視野から物事を考えることができるようにしたり、今までの日本人にありがちな聞くばかりのコミュニケーションを見直し、自分の考えや意見を持ち積極的に会話しようとしたりする子どもの育成に努める。

(3)「自国認識に立った異文化理解とそれを尊重する心」の育成

本市では、子どもたちに異文化を持つすべての人間と共生していくことが可能となる資質を育てることが重要であると考えている。

異文化理解を単なる知識の習得だけとはとらえていない。児童生徒が体験的な活動の中から自らの問題として考え、共通性・異質性に十分触れた結果得られる理解であるととらえている。そのために必要な知識や技能の重要な要素が英語である。

異文化理解についての指導の重点としては、小学校段階では態度や価値観の育成、中学校段階では知識や技能の育成とする。そのために、小中学校ともに外国語指導助手や外国人と接する機会を多くもち、異文化体験を充実させていくようにする。また、中学校では、外国の姉妹校とテレビ会議システムの利用等、情報・通信網を活用した学習形態等も考える。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 小中一貫英語教育の推進により、小学校で培われた音声言語としての英語への慣れ、コミュニケーションをとる態度に加え、中学校での英語という言語の構造に関する知識の育成により、中学校以降の英語活動がより積極的に取り組まれるようになる。そして、国際交流や国際社会の場で臆することなく活躍できる人材の育成につながる。

(2) 小学校が音声中心の英語指導をすることにより、中学校以降の音声言語に関する英語活動がより充実する。つまり、中学校において、より発達段階にあったスピーチやディスカッション、ロールプレイなどの英語活動が活発に行われるようになり、バランスの取れた小中一貫英語教育が実現する。

(3) 学校教育における英語教育を充実させることにより、保護者はもとより多くの市民に英語に対する興味・関心を高めることができる。その結果、英語に関する市民レベルの活動が活発化し、新たな国際交流事業の進展が望まれる。

(4) 本市では、現在外国語指導助手を小学校4名、中学校6名雇用している。今後、英語科が新設されることにより、さらに小学校での新規雇用が見込まれる。また、英語教育の充実は、公民館や民間の英会話教室の活性化にもつながり、その講師の新規雇

用の促進等の経済的効果も期待できる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（特別措置番号：802）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 「新見市小中一貫英語教育検討委員会」及び「新見市英語教育推進委員会」の設置
本委員会は、英語教育のスムーズな導入を図るために、平成17年度に学識経験者や学校関係者（小学校・中学校・高等学校教員）、保護者等で構成する「新見市小中一貫英語教育検討委員会」及び「新見市英語教育推進委員会」を設置した。主に「新見市小学校英語学習指導指針」や「小学校副読本」「小中一貫英語科カリキュラム」等の検討・策定を行う。平成18年度以降も継続の予定である。
- (2) 幼稚園における英語活動の実施
市立幼稚園において、簡単な歌やチャンツ、ゲームなどを用いて英語に親しむ活動を実施する。
- (3) 小学校英語科副読本の作成
英語科カリキュラムに実効性を補強する目的から、小学校における英語教育の各学年のねらいを明確にした「小学校英語科副読本」を平成18年度中に作成する。また、指導者や外国語指導助手のための資料を同時に作成する。
- (4) 国際交流事業との連携
夏期休業中の一週間程度を利用して、市民海外研修（アメリカニューヨーク州ニューパルツ訪問、カナダブリティッシュコロンビア州シドニー訪問等）に中学生（毎年15名程度）を参加させる。また、市内公民館で開講する英会話教室への小・中学生の積極的な参加を呼びかけ、外国人との交流を深める機会を増やすようにする。
- (5) 小学校教員及び英語科教員の指導力向上研修の実施
教員の英語指導力の向上を図るために「授業研究」「教授法研修」「講演会」「国際交流」「情報教育」等、各種研修会の充実に努める。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特別処置の適用を受けようとする者

新見市立全小・中学校

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体 新見市

(2) 事業が行われる区域 新見市立全小・中学校

(3) 事業の実施期間

平成19年度から実施し、平成23年度に事業についての評価・見直しを行う。

(4) 事業により実現される行為

小学校1年生から6年生までに英語科を新設し、新見市小学校英語学習指導指針を策定する。また、中学校の外国語科の時間を週3時間から週4時間に拡充する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組みの期間等

平成19年4月1日から下記(2)の教育課程の基準によらない部分が、教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。また、平成18年度より「新見市小中一貫英語教育検討委員会」を設置し、「新見市英語教育推進委員会」の研究と平行しながら「新見市小学校英語学習指導指針」「小中一貫の英語科カリキュラム」「小学校英語科副読本」の検討を進め、平成19年度から小学校3校、中学校1校を指定し取組を実施する。同時に、小学校教員、中学校教員、外部指導者(ALT等)の指導力向上のために研修等の充実を図る。さらに、実施から5年目の平成23年度に事業についての評価・見直しを行う。

(2) 教育課程の基準によらない部分

【小学校】

- ・ 小学校1年生に34時間、2年生から6年生に35時間の英語科を新設する。
- ・ 小学校1年生、2年生の総授業時数がそれぞれ34時間、35時間増加する。
- ・ 小学校3年生から6年生の総合的な学習の時間を35時間削減する。

【中学校】

- ・ 中学校1年生から3年生に35時間外国語科の時間を拡充する。
- ・ 中学校1年生から3年生の総合的な学習の時間を35時間削減する。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

小学校第1・2学年は、英語にふれ、英語の音声に親しみ慣れること、外国の行事や習慣などを楽しむことをねらいとする。そのために、歌や動作、ゲームなどを使って楽しく活動させながら、英語を聞いたり、英語のリズムや音声に親しむようにしたり、日常的なあいさつにより人とのふれあいを楽しんだり、簡単な物の名前などを英語で聞いたり、言ったりできるようにする。

小学校第3・4学年は、英語の音声的特徴に慣れながら、英語を使って簡単なコミュニケーションをとったり、外国と日本の言葉や生活、習慣、文化の違いを知ることがねらいとする。そのために、歌やゲーム、ビデオ、チャンツなどを用いて楽しく、わかりやすい指導をしながら、日常生活の簡単な会話を聞いたり、簡単な表現を使って応答したり、簡単な物語を聞いてあらすじがほぼ理解できるようにする。

小学校第5・6学年は、これまで学んだ英語を活用し、積極的にコミュニケーションを図ること、外国と日本の言葉や生活、習慣、文化を比較することをねらいとする。そのために、できるだけ多くの直接コミュニケーションの機会を設けて、あらゆる手段を活用してコミュニケーションをとることができるようにしたり、外国の文化や習慣にふれることができるようにする。

中学校では、中学校学習指導要領に基づいて作成されたカリキュラムに加え、小学校で培われた音声言語としての英語への慣れやコミュニケーションをとる態度のさらなる伸長をめざす。さらに、英語という言語の構造に関する知識（文法・語彙等）や文字言語としての英語指導がさらに進められるようにする。また、拡充した外国語科1時間を利用して、英語指導を通して外国の文化や習慣にふれることにより、自国文化中心主義に陥らない姿勢や態度を生徒自身に考えさせながら身に付けさせるようにしたり、新見市の文化や伝統について英語で説明できるようにするなどの実践的なコミュニケーション能力を身に付けさせたりする。

なお、選択教科の時間の外国語科は、必修外国語科では補充できない基礎的な内容と必修外国語科では学べない教科書以外を使ったもっと英語を楽しむ発展的な内容を設定し、生徒の自己評価により自由に選択して学べるようにする。

評価については、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や結果を評価し、指導の改善を行い、学習意欲の向上に生かすようにする。小学校においては、児童一人一人の英語への関心、伸びようとする意欲、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を的確に把握し、指導要録には文

章で記述する。中学校においては、これまでの評価活動をより一層充実させるようにする。

教科書については、小学校では1年生から6年生まで独自に作成した英語科副読本を利用することも視野に入れながら「新見市小中一貫英語教育検討委員会」及び「新見市英語教育推進委員会」で検討する。中学校は、これまでの外国語科教科書を利用する。

(4) 特例措置の必要性

21世紀は、人や情報などあらゆるものが国を越えて行き来する時代となりつつある。このように、国際化が急速に進展する中で、しっかりとした国際感覚と実践的コミュニケーション能力をもった人材の育成が求められている。

新見市においても、公設国際貢献大学校での取り組みなど市として国際貢献・国際交流を推進しており、今後さらにその取組を充実させる必要があると考えている。また、未来を担う児童・生徒が、「コミュニケーション能力を支える実践的英語力」や「国際社会に生きる日本人としての自覚」「自国認識に立った異文化理解とそれを尊重する心」を身につけることが重要であると考えている。

そのために、小学校の全学年に「英語科」を新設するとともに、中学校の外国語科の時間数を拡充し、小学校で身につけた力（音声言語としての英語への慣れ、コミュニケーションを取る態度の育成など）のさらなる伸長と文字言語としての理解を充実させるために教育課程の規制緩和が必要である。

(5) 要件適合性を認めた根拠

本事業は、学習指導要領に示された「生きる力」「確かな学力」「豊かな人間性」を育む教育であり、これからの時代に求められる力の育成を目指す趣旨に沿って実施するものである。これまで新見市が推進してきた英語教育と併せて本事業は、学校教育法第17条、第18条、第35条、第36条に示された目的や目標に合致している。

また、本事業は「コミュニケーション能力を支える実践的英語力」や「国際社会に生きる日本人としての自覚」「自国認識に立った異文化理解とそれを尊重する心」を育む事を目指しており、教育基本法に規定する「人格の完成をめざし」「平和的な国家及び社会形成者として」ふさわしい資質を備えた国民を育成するという第1条（教育の目的）に合致している。

さらに、本事業は、新見市内の全ての児童・生徒を対象としており、教育の機会均等を定めた憲法第26条及び教育基本法第3条に合致している。

このように、本要件は、憲法及び教育基本法、学校教育法、学習指導要領が示す目標と合致するものであり、未来を担う児童・生徒に特に必要な教育であると考え、特区として英語教育を推進する必要があると認める。

(6) 弊害の防止措置の内容

- ① 1・2年生は、年間の授業総時数がそれぞれ34、35単位時間増加するが、45分間の授業を15分×3回にするなど時間の取り方を工夫したり、指導内容を吟味したりして児童に負担がかからないよう配慮する。
- ② 3～6年生の総合的な学習の時間を35単位時間削減するが、学び方やものの考え方を身に付ける部分や、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育む部分、題材として国際理解を扱う部分で、本事業が目指す部分と一致しているため問題ないと判断している。
- ③ 小学校英語科は、音声言語としての英語への慣れ、積極的にコミュニケーションを取る態度を育成を目指し、中学校外国語科は、意欲的に英語学習に取り組みながら文字言語としての理解を充実させることを目指していることを明確にし、小・中の連携を図るようにする。
- ④ 市外からの転校生などの取り扱いについては、個々の実態等を十分把握し、個別指導に心掛けるよう配慮する。

別添資料 1 学校教育法施行規則第 24 条の 2 に示されている別表第 1

[現行]

区 分	必修教科の授業時数										特別活動	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	道徳			
第 1 学年	272	—	114	—	102	68	68	—	90	34	34	—	782
第 2 学年	280	—	155	—	105	70	70	—	90	35	35	—	840
第 3 学年	235	70	150	70	—	60	60	—	90	35	35	105	910
第 4 学年	235	85	150	90	—	60	60	—	90	35	35	105	945
第 5 学年	180	90	150	95	—	50	50	60	90	35	35	110	945
第 6 学年	175	100	150	95	—	50	50	55	90	35	35	110	945

[特例措置後]

区 分	必修教科の授業時数											特別活動	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語	道徳			
第 1 学年	272	—	114	—	102	68	68	—	90	34	34	34	—	816
第 2 学年	280	—	155	—	105	70	70	—	90	35	35	35	—	875
第 3 学年	235	70	150	70	—	60	60	—	90	35	35	35	70	910
第 4 学年	235	85	150	90	—	60	60	—	90	35	35	35	70	945
第 5 学年	180	90	150	95	—	50	50	60	90	35	35	35	75	945
第 6 学年	175	100	150	95	—	50	50	55	90	35	35	35	75	945

別添資料2 学校教育法施行規則54条に示されている別表第2

[現行]

区 分	必修教科の授業時数									道 徳	特 別 活 動	選択教 科等に 当てる 授業時 数	総合的 な学習 の時間 の授業 時数	総授業 時数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 家 庭	外 国 語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0~30	70~100	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50~85	70~105	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105~165	70~130	980

[特例措置後]

区 分	必修教科の授業時数									道 徳	特 別 活 動	選択教 科等に 当てる 授業時 数	総合的 な学習 の時間 の授業 時数	総授業 時数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 家 庭	外 国 語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0~30	35~65	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	50~85	35~70	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	105~165	35~95	980